

大阪市景観形成推進計画（平成 21 年度～23 年度）

大阪市景観形成推進計画の概要

大阪市景観形成推進計画は、大阪市景観計画で定めている「景観形成の基本目標・基本方針」の実現を図る上での取り組み方向や必要な施策を示すものです。（大阪市都市景観条例第 5 条）

平成 19 年 3 月に策定した大阪市景観形成推進計画（平成 22 年 3 月更新）に基づき、効果的な景観施策の展開を図っています。

大阪市景観形成推進計画（平成 21 年度～23 年度）本編

序章 景観形成推進計画の位置づけ

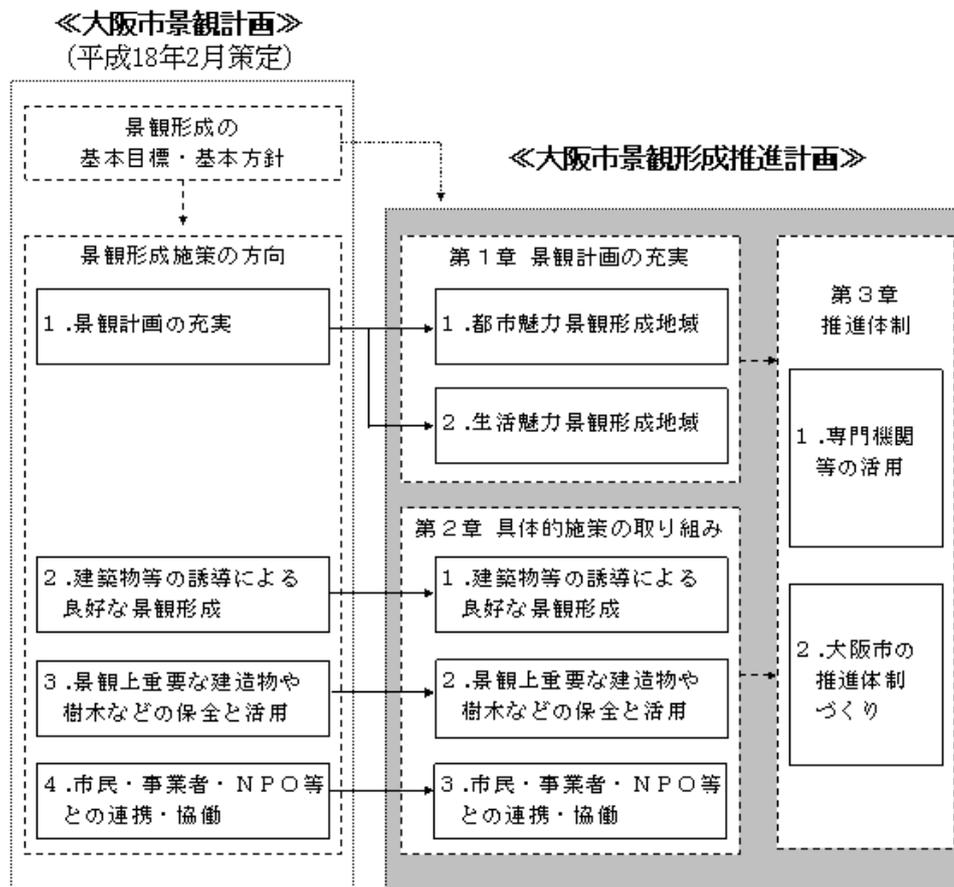
(1) 推進計画策定の目的

- 景観形成推進計画（以下「推進計画」という。）は、大阪市景観計画（平成 18 年 2 月 17 日策定、以下「景観計画」という。）で定めている「景観形成の基本目標・基本方針」の実現を図る上での取り組み方向や必要な施策を示し、効果的な景観施策の展開を図ることを目的とする。
- これまで平成 18 年度（2006 年度）に策定した推進計画に基づき取り組んできたが、このたび平成 21 年度（2009 年度）以降の取り組み方向や必要な施策を取りまとめた。新たな推進計画の取り組み期間は平成 21 年度（2009 年度）から 23 年度（2011 年度）までの 3 年間とする。

(2) 推進計画の内容

- 推進計画は、これまでの本市における景観施策の取り組みを勘案し、景観計画の「景観形成施策の方向」に定められた観点を踏まえた取り組みについて示すものとする。
- 具体的な内容として、第一に「景観形成施策の方向」に定められた「景観計画の充実」に関する取り組みについて定める。
- 第二に「景観形成施策の方向」に定められた「建築物等の誘導による良好な景観形成」「景観上重要な建造物や樹木などの保全と活用」「市民・事業者・NPO 等との連携・協働」に関する取り組みについて定める。

- 第三に、景観施策を的確かつ効果的に推進するための「推進体制」の考え方について定める。



(3) 推進計画の運用

- 推進計画に示されている内容について、市民・事業者・NPO等（以下「市民等」という。）と連携・協働して取り組むものとする。
- 推進計画に基づく取り組み期間の終了にあたって、景観形成の取り組み状況や施策の実施状況を分析・評価し、景観形成に関する基本的な考え方の検討を行い、推進計画を更新する。また、推進計画の評価を通じて適宜景観計画の充実を図る。
- 推進計画の更新にあたっては、大阪市都市景観条例（以下「景観条例」という。）に基づき大阪市都市景観委員会（以下「都市景観委員会」という。）の意見を聴取するとともに、必要に応じて市民等へのパブリックコメントを実施する。

第1章 景観計画の充実（地域の特性を生かした都市景観の形成に向けて）

市域における地域の特性を生かした景観計画の充実を図るために、都心部や大河川区域など本市の景観形成上の骨格となり都市イメージを代表する地域を「都市魅力景観形成地

域」、市民の日常的な生活の場としての景観づくりを進める地域を「生活魅力景観形成地域」として大きく2つのタイプに区分し、大阪の都市イメージの形成と地域らしさを創出する景観形成を図っていく。

さらに、それぞれのタイプにおいて、大阪市や地域住民・事業者・NPO等（以下「地域住民等」という。）による景観形成の取り組み状況、地域の市街地特性等を踏まえて、各々3つの地域に分類し、各地域ごとに景観形成の取り組みの方向性を示すこととする。

1 都市魅力景観形成地域

「都市魅力景観形成地域」は、主に大阪市景観計画で地域の特性に応じて位置づけられた景観ゾーン内にあり、市域の都市イメージを代表する水辺および都心地域で景観形成上の骨格となるもので、これまでも各種の景観施策を展開してきた地域である。また、市民等からも親しまれその重要性が共有されている地域である。

この地域については景観形成の重要性が高い地域であることから、これまでの景観施策を基本としながら、大阪らしい都市景観と景観の骨格の形成に向けて先導的な施策の展開を図ることとする。

また、この地域は景観の特徴から(1)道路・河川等の連続した線状の景観（軸）、(2)ターミナル・繁華街等の一定のまとまりのある景観（拠点）、(3)都心部や臨海部等の広がりのある市街地の景観（面）の3タイプに区分し、それぞれの地域特性やこれまでの取り組みを検証し、今後の取り組み方向を示す。

(1) 軸として景観形成を図る地域

- これまでの景観施策の実施により、景観形成に関する目標・イメージづくりが進んでいるエリアについては、これまで共有されてきた目標・イメージを継承しながら、良好な都市景観形成の推進に向けて積極的・先導的な施策の展開を図るために、市民等の理解も得ながら景観計画の充実や景観地区の指定を検討する。
- 特に、御堂筋まちなみ誘導区域においては、御堂筋地区景観協議会を活用して公民の連携を図るなど、シンボルストリートにふさわしい風格のある景観形成に取り組む。
- 軸として先行的に景観形成に取り組むエリアを選定し、そのエリアについては景観形成に関するルールづくりの検討を行い、地域住民等の意見を聴取しながら良好な都市景観の形成に取り組む。
- 景観計画の充実を図る場合は、屋外広告物に関する規制などについてもあわせて検討を行い、広告物・道路・景観の各部局が連携して良好な景観形成に取り組む。

[地域の事例]

- ・ 御堂筋まちなみ誘導区域
御堂筋（土佐堀通～中央大通）
- ・ 建築美観誘導地区
国道2号、なにわ筋、四ツ橋筋、
御堂筋（御堂筋まちなみ誘導区域以外）、
土佐堀通、堺筋
- ・ 広告物景観形成地区
長堀通、大川
- ・ 屋外広告物ガイドプラン指定地区
大阪駅前、難波高島屋前、本町通、堺筋、道頓堀等の9地区
- ・ 河川
淀川、大和川、道頓堀川、木津川、東横堀川、土佐堀川、堂島川、安治川
- ・ 広域幹線道路
新御堂筋（国道423号）



(2) 拠点として景観形成を図る地域

- これまでの景観施策、市街地開発の進捗状況や周辺市街地の状況を踏まえて、大阪のシンボルや顔といえる都市景観の目標・イメージを明確化させつつ、景観形成に関するルールづくりの検討を行う。
- 景観形成の推進に際しては、地域住民等と協議・調整をする場を必要に応じて設けるなど、連携して取り組む。
- 景観の拠点として重要な大規模公園は、良好な景観形成に向けて保全・整備する。

[地域の事例]

- ・ 大規模開発地区
大阪駅北地区、西梅田地区、難波地区、
湊町地区、阿倍野地区等
- ・ 旧美観地区
大阪駅、中之島、御堂筋、大阪城、難波駅等
- ・ 大規模公園
大阪城公園、長居公園、毛馬桜之宮公園、天王寺公園、鶴見緑地等



(3) 面として景観形成を図る地域

- この地域は面的に広がりを持つことから、これまでに展開してきた景観施策を踏まえて詳細化を図りながら、重点的に景観形成に取り組むエリアを選定する。
- 景観形成に関する目標・イメージづくりなどの検討を行い、市民等の意見を聴取しながら都市景観の形成に関するルールづくりなどを検討する。

[地域の事例]

- ・ 景観形成地域
都心中央部、大川、中之島、道頓堀川
- ・ 港湾地区
在来臨海部、新臨海部



2 生活魅力景観形成地域

推進計画では、景観計画を市域全域に指定したことを踏まえ、市民の日常的な生活の場である住宅地等についても「生活魅力景観形成地域」として景観形成に関する施策の対象地域として位置づけることとする。

「生活魅力景観形成地域」では、地域住民等によるまちづくり活動などと連携しながら、それぞれの個性ある地域景観の形成を図っていく。そのために、普及・啓発による地域住民等の景観形成に対する意識の向上を図ることを取り組みの基本としながら、地域におけるまちづくり気運の高まりに応じて、景観形成の目標・イメージづくりの支援等も行っていく。

ここでは、地域住民等のまちづくりに対する関心や取り組み状況、市による市街地の整備状況により景観形成の取り組み方が異なってくるため、(1)まちづくりの支援を行っている地域、(2)建築物等の規制・誘導を行っている地域、(3)市民等による自主的な取り組みを支援・誘導する地域の3タイプに区分し、景観形成の取り組み方向を示す。

(1) まちづくりの支援を行っている地域

- 地域住民等により設立された組織によるまちづくりを支援している地域については、居住環境の改善や商店街の活性化、地域特性を生かしたまちなみづくり等に向けた取り組みが進められており、地域住民等のまちづくりに対する意識や関心は高い。
- 既にまちづくり活動の中で景観形成に関する一定の目標を持って取り組みを行っている地区では、目標の実現に向け、景観法や景観条例に基づく諸制度の活用などに関する支援を行う等、地域のより自主的な景観形成を推進していく。

- 一方、目標について確立されていない地区では、地域の状況に応じてまちづくり活動を行う地域団体を通して景観に関する情報提供や相談を行うとともに、地域住民等の要請などに応じて景観形成の目標・イメージづくりの支援を行う。

[地域の事例]

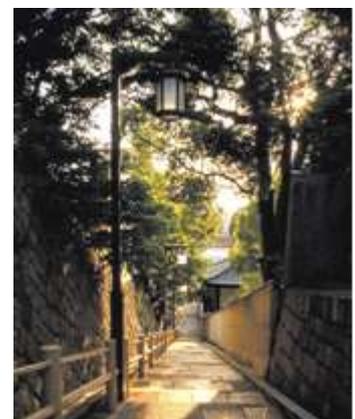
- まちづくり推進団体活動地区
心齋橋筋地区等
- HOPE ゾーン・マイルド HOPE ゾーン事業地区
平野郷地区、住吉大社周辺地区、空堀地区、船場地区、天満地区、田辺地区、
上町台地地区（四天王寺・夕陽丘エリア）

(2) 建築物等の規制・誘導を行っている地域

- 良好な市街地環境の創出や自然風致と調和した住宅地等の保全などを目的に、これまでに都市計画法や建築基準法に基づいて規制・誘導を行っている地域については、建築物等の形態・意匠について目に見える形での成果が現れつつあることから、地域住民等の景観に対する意識・関心もある程度高い。
- 理解・熟度が高まった地区については、地域住民等と連携して協議会を設立し、景観形成に向けた目標・イメージづくりに取り組むとともに、必要に応じて都市計画・建築指導・景観の各部局が連携し、これまでの建築物等の規制・誘導に加えて、景観法や景観条例に基づく諸制度も活用した景観形成の可能性について検討する。
- 一方、理解・熟度が高まっていない地区については、地区の特性に応じて景観に関する情報提供や相談を行うなど、景観形成に対する理解・熟度を高める取り組みを展開する。

[地域の事例]

- 都市計画法に基づき指定している地区
地区計画、風致地区、特定街区、
高度利用地区（淡路駅周辺地区、聖天山地区、
茶屋町東地区等）
- 建築基準法に基づき認可している地区
建築協定地区（ドムール北畠住宅地区等）



(3) 市民等による自主的な取り組みを支援・誘導する地域

- (1)、(2)以外の市民等による自主的な取り組みを支援・誘導する地域については、大阪市による景観などに関する取り組みは活発に行われてこなかったが、地域住民等による自主的な景観形成に関する取り組みが行われている地域も一部で見られる。
- 本地域では、景観形成の先導的な役割を果たすよう生活魅力景観形成地域の中からモデル地区を選定し、景観に関する現況・課題を把握した上で、景観形成の仕組みづくりや目標・イメージづくりに向けた検討を行う。
- また、広く市民等に対して景観に関する情報提供をはじめとする普及・啓発を行い、市民等が景観形成に対して興味・関心を持てるような働きかけを行う。

[地域の事例]

- 景観を守るための運動や、壁・塀の落書消し、清掃・防犯・防災活動等を行っている地区
宗右衛門町地区
- その他の地区

市域の分類と景観形成の取り組み方向

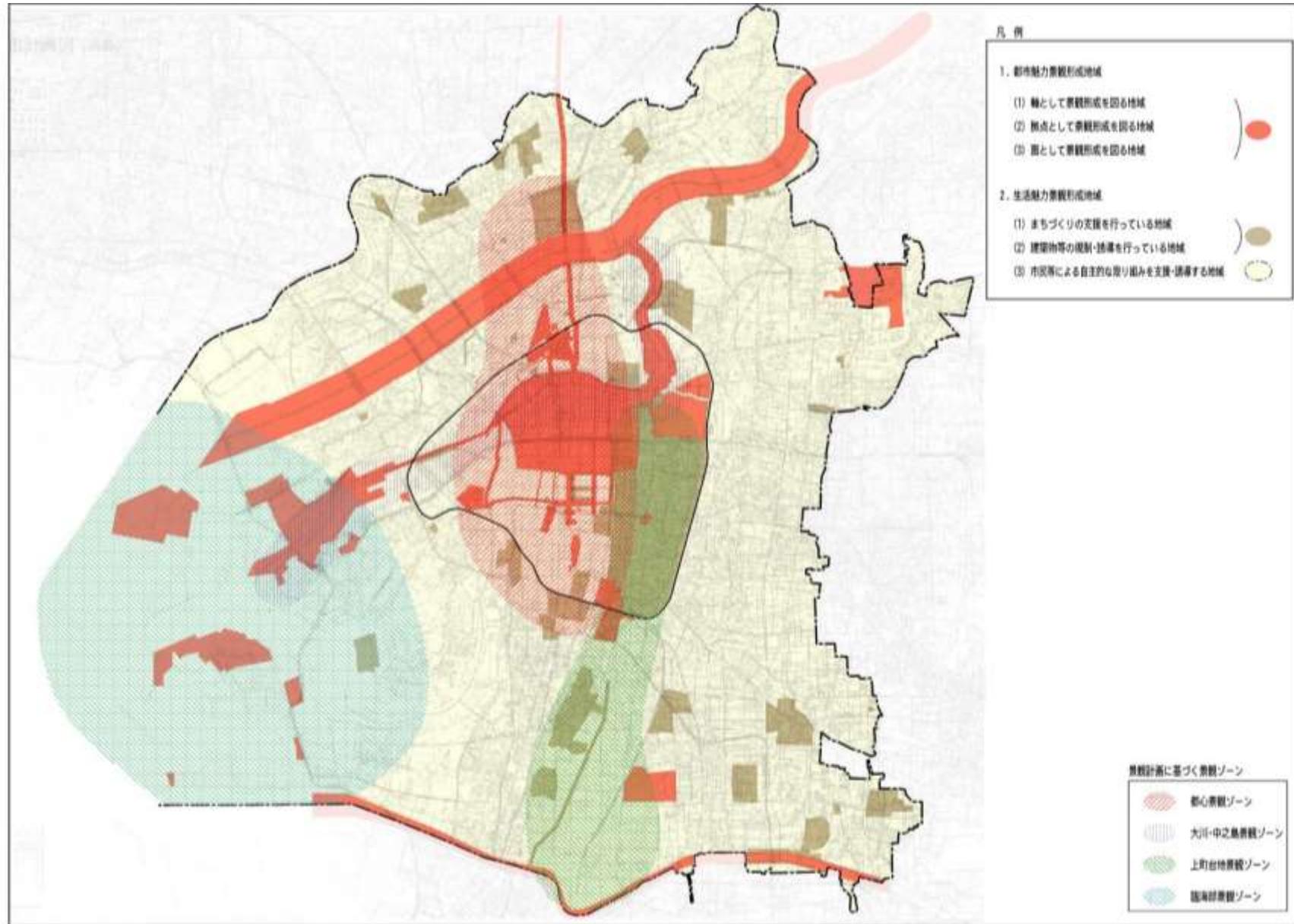
市域の分類と景観形成の取り組み方向

市域の分類	地域の事例			取り組みの方向性	
	名称	場所	これまでの景観施策		
1 都市魅力景観形成地域	(1) 軸として景観形成を図る地域	御堂筋まちなみ誘導区域	御堂筋（土佐堀通～中央大通）	シンボルストリートにふさわしいまちなみづくりに向け、壁面位置や建物高さ、壁面後退部分の形態、広告物等の誘導基準を定めている	これまでの景観施策の実施により、景観形成に関する目標・イメージづくりが進んでいるエリアについては、これまで共有されてきた目標・イメージを継承しながら、良好な都市景観形成の推進に向けて積極的・先導的な施策の展開を図るために、景観計画の充実や景観地区の指定を検討する。 特に、御堂筋まちなみ誘導区域においては、御堂筋地区景観協議会を活用して、公民の連携を図るなどシンボルストリートにふさわしい風格のある景観形成に取り組む。 軸として先行的に景観形成に取り組むエリアを選定し、そのエリアについては
		建築美観誘導地区	国道2号、なにわ筋、四ツ橋筋、御堂筋（御堂筋まちなみ誘導区域以外）、土佐堀通、堺筋	美しく個性的な都市景観をつくるため、建築物の配置・高さ、外壁の材料・色彩、1階部の形態、広告物等の誘導基準を定めている	
		広告物景観形成地区	長堀通、大川	周辺の景観と調和した広告物景観の形成を目指し、地域特性に応じた許可基準や誘導基準を定めている	
		屋外広告物ガイドプラン指定地区	大阪駅前、難波高島屋前、本町通、堺筋、道頓堀等	周辺の景観と調和した広告物景観の形成を目指し、それぞれの地域の景観の特色を考慮した基準を定めている	
		河川	・淀川、大和川・道頓堀川、木津川、東横堀川、土佐堀川、堂島川、安治川	河川を生かした景観形成を行うため、河川景観ガイドブックにおいて景観形成の考え方を定めている	

		広域幹線道路	新御堂筋（国道423号）	—	<p>景観形成に関するルールづくりの検討を行い、地域住民等の意見を聴取しながら良好な都市景観の形成に取り組む。</p> <p>景観計画の充実を図る場合は、屋外広告物に関する規制などについてもあわせて検討を行い、広告物・道路・景観の各部局が連携して良好な景観形成に取り組む。</p>
(2) 拠点として景観形成を図る地域		大規模開発地区	大阪駅北地区（北ヤード）、西梅田地区、難波地区、湊町地区、阿倍野地区等	—	<p>これまでの景観施策、市街地開発の進捗状況や周辺市街地の状況を踏まえて、大阪のシンボルや顔といえる都市景観の目標・イメージを明確化させつつ、景観形成に関するルールづくりの検討を行う。</p> <p>景観形成の推進に際しては、地域住民等と協議・調整する場を必要に応じて設けるなど、連携して取り組む。</p> <p>景観の拠点として重要な大規模公園は、良好な景観形成に向けて整備・保全する。</p>
		旧美観地区	大阪駅、中之島、御堂筋、大阪城、難波駅等	市街地の美観の創造と自然風致や歴史性と一体となった美観の保持を意識して指定していた（美観地区条例はなかった）	
		大規模公園	大阪城、長居、毛馬桜之宮、天王寺等	—	
	(3) 面として景観形成を図る地域	景観形成地域	都心中央部、大川、中之島、道頓堀川	大阪の特性を生かした都市景観をつくるため、特性に応じた景観形成の目標と基本方針を定めている	—
港湾地区		在来臨海部、新臨海部	—		
2 生活魅力景観形成地域	(1) まちづくりの支援を行っている地域	まちづくり推進団体活動地区	心斎橋筋地区等	まちづくりの初動期段階を支援し、身近なまちの整備・改善及び保全等を図るため、まちづくり推進団体に対し、活動費の助成や専門家の派遣を実施している	<p>既にまちづくり活動の中で景観形成に関する一定の目標を持って取り組みを行っている地区では、目標の実現に向け、景観法や景観条例に基づく諸制度の活用などに関する支援を行う等、地域のより自主的な景観形成を推進する。</p>
		HOPEゾーン、マイルドHOPEゾーン事業地区	平野郷地区、住吉大社周辺地区、空堀地区、船場地区、天満	歴史的・文化的な雰囲気のあるまちなみなど、地域特性を活かした魅力ある居住地の形成を図るため、地域住民等に	

			地区、田辺地区、上町台地区（四天王寺・夕陽丘エリア）	よる協議会活動の支援や建物等の修景整備への補助、公共施設の修景整備を実施している	目標について確立されていない地区では、地域の状況に応じてまちづくり活動を行う地域団体を通して景観に関する情報提供や相談を積極的に行うとともに、地域住民等の要請などに応じて景観形成の目標・イメージづくりの支援を行う。
(2) 建築物等の規制・誘導を行っている地域	・都市計画法に基づき指定している地区 地区計画地区、風致地区、特定街区、高度利用地区		淡路駅周辺地区、聖天山地区、茶屋町東地区等	良好な市街地環境の創出や、自然風致と調和した住宅地等の保全などを目的に、地区の指定や変更を行いながら規制・誘導を実施している	理解・熟度が高まった地区については、地域住民等と連携して協議会を設立し、景観形成に向けた目標・イメージづくりに取り組むとともに、必要に応じて都市計画・建築指導・景観の各部局が連携し、これまでの建築物等の規制・誘導に加えて、景観法や景観条例に基づく諸制度も活用した景観形成の可能性について検討する。
	建築基準法に基づき指定している地区 建築協定地区		ドムール北畠住宅地区等	地域の良好な環境や商業・工業の利便等を維持増進するため、土地所有者等の全員合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備についての制限を実施している	理解・熟度が高まっていない地区については、地区の特性に応じて景観に関する情報提供や相談を行うなど、景観形成に対する理解・熟度を高める取り組みを展開する。
(3) 市民等による自主的な取り組みを支援・誘導する地域	景観を守るための運動や、壁・塀の落書消し、清掃・防犯・防災活動等を行っている地区		宗右衛門町地区	—	本地域では、景観形成の先導的な役割を果たすよう生活魅力景観形成地域の中からモデル地区を選定し、景観に関する現況・課題を把握した上で、景観形成の仕組みづくりや目標・イメージづくりに向けた検討を行う。
	その他の地区		—	—	広く市民等に対して景観に関する情報提供をはじめとする普及・啓発を行い、市民等が景観形成に対して興味・関心を持てるような働きかけを行う。

景観計画推進に向けた市域の分類



第2章 具体的施策の取り組み（市域の景観の向上に向けて）

1 建築物等の誘導による良好な景観形成

都市景観の大きな要素である建築物等について、良好な景観の形成のために必要な行為の制限を行うなど、適切に協議・誘導を行うとともに、公共施設の整備に際しては地域における調和のとれた景観の形成や向上を先導するよう努める。

(1) 大規模な建築物・土木構造物・面的整備等の協議・届出

- 一定規模以上の大規模建築物等については、景観法に基づき平成18年10月から実施している景観計画区域内（大阪市域全域）の届出を活用し、地域における景観への配慮と調和を誘導する。また、より質の高い景観形成を誘導するため、景観計画に基づく届出前に景観形成について配慮した事項についての協議を行う。
- 大規模土木構造物の建設等に係る協議・届出に該当する高架道路・鉄道・橋梁・護岸等については、大規模建築物等と同様に市域の景観に与える影響が大きいため、引き続き景観条例に基づく協議・届出により誘導を行う。
- 大規模な面的整備となる市街地再開発事業その他の建築物等及びその敷地の一体的な整備については、計画的・一体的かつシンボリックな景観の誘導を進めるため、引き続き景観条例に基づく大規模な面的整備に係る区域における良好な都市景観の形成に関する事項について協議し、検討書の提出を求める。

(2) 御堂筋まちなみ誘導制度・建築美観誘導制度の協議・届出

- 御堂筋まちなみ誘導制度の対象である御堂筋の沿道街区（土佐堀通～中央大通）の建築物等については、大阪のシンボルストリートにふさわしく、魅力あるまちなみづくりを推進し、良好な景観形成を図るため、協議・届出により誘導を行う。
- 建築美観誘導制度の対象である、市民に親しまれ訪れる機会も多い都心部の主要な街路沿いの地区については、美しく個性的な都市景観の形成を図るため、それぞれの地区にふさわしい誘導基準を定め、協議・届出により誘導を行う。

(3) 都市計画法等に基づく地区の協議・届出

- 都市計画法に基づき指定している地区（地区計画・都市再生特別地区・風致地区等）については、周辺環境に配慮した形態や意匠等となるよう協議・届出により誘導を行う。
- 建築基準法に基づく総合設計制度を適用する建築物については、市街地環境の整備改善に資するよう誘導を行う。

(4) 屋外広告物の規制

- 大阪市屋外広告物条例に基づき屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置・維持等について、必要な規制等を行う。
- 広告物景観形成地区である長堀通・大川地区については、周辺の景観と調和した広告物景観の形成を目指し、地域特性に応じた許可基準や誘導基準により、規制及び誘導を行う。
- 屋外広告物ガイドプランで指定している9地区については、都市景観との調和を図り地域の特性を生かすため、基準により誘導を行う。
- 今後、景観計画の充実を図る場合は、地域の市街地特性にふさわしい広告物の設置を適切に誘導するため、広告物・道路・景観の各部局が連携して広告物の規制について検討する。

(5) 公共施設での取り組み

- 大阪市が保全・整備を行う道路や河川、公園や公共建築物等の公共施設については、地域への景観の配慮を行う。
- 道路や河川等の公共施設のうち、大阪市の都市景観上のシンボルとなるものや地域景観上の先導的役割を担うものについては、景観重要公共施設への位置づけに向けた検討を行う。

2 景観上重要な建造物や樹木などの保全と活用

地域の景観上重要な建造物や樹木などについては、地域の特徴的な景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努める。

(1) 景観重要建造物・樹木の指定および保存・活用

- 景観重要建造物・樹木は、本市の都市景観を形成する上で特に重要であり、景観上の維持、保全及び継承が必要なものを指定する。
- 具体的には、歴史的・文化的に価値が高い建造物・樹木や地域の景観を先導し、特徴づけている建造物・樹木のうち、地域の景観上重要と認められ、景観形成に資するものを対象とする。
- 景観重要建造物・樹木は、都市景観資源と異なり景観法に基づくものであるが、現状変更の規制等を伴うことから、都市景観資源の登録が本格化した後に、都市景観委員会の意見を聴取しながら指定基準の策定を行う。

- また、景観重要建造物・樹木の維持、保全及び継承に資するような支援制度の検討を行う。

(2) 都市景観資源の登録および情報発信

- 景観条例に基づく都市景観資源は、建造物・橋梁・樹木といった地域住民等に親しまれており地域の景観を特徴づけている景観形成上の資源を幅広く登録することで、広く市民等に知ってもらい、また地域の景観に関心を持ってもらうことで、地域の特性を生かした景観づくりを進めていく際の手がかりとして活用するものである。
- 建造物や樹木等の単体のほか、まちなみや並木といった広がりのあるものも都市景観資源の登録対象として順次発掘・募集を行い、登録を行っていく。
- 登録した都市景観資源については、ホームページやパネル展等により情報発信するとともに、市民等が主体的に取り組む「まちあるき」などの事業と連携を図ることにより、都市景観資源の普及・啓発に取り組む。
- なお、改正前の景観条例に基づき景観資源の活用・継承を目的として指定されていた22件の指定景観形成物は、平成18年4月に施行された改正後の景観条例のもとで、都市景観資源として位置づけている。

(3) 優れたまちなみ・建築物等の表彰

- 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）により優れたまちなみや建築物等を表彰し、美しく個性と風格のある景観づくりの普及・啓発を行う。

3 市民・事業者・NPO等との連携・協働

市民、事業者及びNPO等が、自主的に景観形成に取り組めるような環境の整備に努め、景観法に基づく住民提案制度や景観協議会等の市民等が参画可能な制度も活用しながら、市民・事業者・NPO等との連携・協働による良好な景観形成を図る。

(1) 市民等による市民景観協約の締結

- 景観条例に基づく市民景観協約（以下「協約」という。）は、地域住民等が自主的に取り組むことができる景観形成の基本的な目標・方針やルールを定め、地域レベルの個性的な景観づくりを進めるため、対外的に意思表示することができる仕組みである。
- 協約を締結しようとする者や協約を締結した者に対して、協約の制度や運用等について十分な説明や相談を行うなど、地域住民等の取り組みに対して必要な技術的支援を積極的に行う。

(2) 市民等による景観協定の締結

- 景観法に基づく景観協定は、地域住民等の自主的な取り組みにより、良好な景観形成に関する事項について協定を締結することができる制度であるが、協約と異なり、区域内の土地所有者等の全員合意が要件となっている。
- そのため、景観形成の活動を通じて地域住民等の景観形成に対する熟度が高まり、一定のルールづくりを検討しようとしているような地域では、景観協定の導入に向けた取り組みを誘導する。
- 景観に対する影響の大きい新たな大規模開発事業が行われる場合には、事業者に対して景観協定の締結に向けた働きかけを行う。

(3) 提案制度の運用

- 良好な都市景観の形成に向けた市民等の意識の向上や主体的かつ持続的な取り組みを推進するため、景観計画の策定・変更や景観重要建造物・樹木の指定に対する提案制度の運用について検討する。

(4) 大阪市と関係団体・組織等による景観協議会の組織化

- 良好な都市景観を形成する上で、特に重要性が高い地区やまちづくりの機運が高まった地区においては、大阪市と地域住民等の関係者、景観の専門家等が形態意匠制限等のルールづくりについて協議・調整を行い、合意形成を図るための場として、大阪시가主体となり景観協議会を設置する。
- 特に、御堂筋まちなみ誘導区域においては、平成18年12月に御堂筋地区景観協議会を組織しており、公民連携して御堂筋の風格ある景観の形成に取り組んでいる。
- 協議が整った場合には、必要に応じて景観計画の充実や景観地区の指定等、景観法等の諸制度の活用を検討する。

(5) 市民等によるまちづくりへの支援

- 歴史的・文化的な雰囲気のみちなみなど、地域特性を活かした魅力ある居住地の形成を図るため、地域住民等による協議会活動への支援、建物等の修景整備への補助、公共施設の修景整備を行う。
- まちづくりの初動期を支援し、身近なまちの整備、改善及び保全等を図るため、まちづくり推進団体に対し、活動費の助成や専門家の派遣を行う。

(6) 市民等とともに進める景観施策の取り組み

- 安治川沿いや中之島周辺において、魅力あるリバーフロントの形成に向けた指針を地域住民等とともに検討・策定し、それに基づく水辺を意識したまちづくりを進める。

- また、JR 阪和線沿いの都市計画道路の整備については、緑豊かであるおの空間の創出や景観軸の形成などの機能を有するものとなるよう、地域住民等と意見交換を行いながら整備計画の策定を進める。

(7) 市民等への情報提供、景観関連施策の普及・啓発

- 景観形成に関する市民等の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、景観に関するパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、講演会・セミナーの開催等による普及・啓発を積極的に行う。
- 市民等によるまちづくり活動の事例などを積極的に公表し、景観形成への意識の高揚を図る。
- 地域住民等が、景観法や景観条例に基づく諸制度の活用等を検討する場合には、必要に応じて技術的支援を行う。

第3章 推進体制（景観施策の推進に向けて）

1 専門機関等の活用

景観法および景観条例に基づく諸制度を的確かつ効果的に運用するため、景観に関連する専門機関や専門家を活用する。

(1) 景観整備機構の指定および連携

- 景観整備機構には、景観に関する情報提供やシンポジウム・セミナー・説明会・相談会等の開催といった普及・啓発、職員や専門家の派遣により景観形成に対する市民等の意識向上を図ることなどが期待されている。
- また、景観に関する調査・研究や事例・情報の収集を行い、建物・まちなみ・みどりといった景観の維持・保全・継承方策について検討・提案することも期待されている。
- 大阪市では、民間活力を活用し景観に関する普及・啓発や調査・研究、景観重要樹木の管理に関する業務を大阪市と連携して行うことを目的として、（社）大阪府建築士事務所協会、（財）大阪市都市工学情報センター、（社）大阪府建築士会、（財）大阪市スポーツ・みどり振興協会の4法人を景観整備機構に指定している。
- 今後も、大阪市として良好な景観形成を推進するために連携できるような公益法人やNPO等を適宜景観整備機構に追加指定し、積極的に活用する。

(2) 都市景観委員会の活用

- 景観法や景観条例に基づく諸制度の活用・運用方策について、景観条例に基づき設置している都市景観委員会から、専門的な見地からの意見を聴取する。
- また、景観計画の充実や景観地区の指定、景観重要建造物・樹木の指定、都市景観資源の登録に際しても、都市景観委員会から専門的な見地からの意見を聴取する。

2 大阪市の推進体制づくり

地域特性を生かした景観施策を展開するために、関係部局の連携を強化するとともに、協力体制を整備する。

(1) 市民等に向けた窓口づくり

- 大阪市の景観に関する総合窓口業務については、計画調整局開発調整部開発誘導課（都市景観）が行う。

(2) 関係部局の連携の強化

- 建築・住宅、文化財、公園・河川・港湾、道路・広告物、環境、都市計画など景観に関連する施策や事業を行っている部局の連携による全庁的・総合的な取り組みを推進するため、景観に関する連絡会議を設置する。
- 連絡会議の運営については、景観法および景観条例の運用を行っている計画調整局開発調整部開発誘導課（都市景観）が事務局機能を担う。

(参考) 制度・用語の解説

景観法（平成 16 年法律第 110 号 公布平成 16 年 6 月 18 日 全面施行平成 17 年 6 年 1 日）

都市等における良好な景観の形成を促進するため、その基本理念及び行政・事業者・住民の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為規制などの所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

景観行政団体

景観計画の策定、景観協議会の設立、景観協定の認可、景観整備機構の指定等景観法全般の行政を担う地方公共団体のことで、指定都市の区域は指定都市がなることとされており、大阪市域は大阪市が景観行政団体となります。（景観法 第 7 条）

景観計画

景観法に基づいて、景観行政団体（大阪市域では大阪市）が良好な景観の形成を図るため、対象区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定方針などを定める計画です。（景観法第 8 条）

住民提案制度

一体として良好な景観を形成すべき土地の区域（原則として 0.5ha 以上）について、その土地所有者等が 2/3 以上の同意により、大阪市に対して景観計画の策定や変更を提案できる制度です。（景観法第 11 条）

景観協議会

景観計画区域において、良好な景観の形成の促進を図るための協議機関のことです。景観行政団体（大阪市）、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織でき、必要に応じて、関係行政機関や公益事業者、住民等を加えることができます。（景観法第 15 条）

大阪市では、平成 18 年 12 月 25 日に御堂筋地区景観協議会を組織しました。

景観計画区域の届出制度

景観計画区域内で建築物の建築等の行為をしようとする者は、市長へ届出なければなりません。市長は、届出内容が景観計画に定められた制限に適合しないと認めるときは、設

計変更等の必要な措置をとることを勧告することができます。届出対象となる行為は、条例で追加や適用除外を定めることができます。（景観法第 16 条）

景観重要建造物

景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な建造物（建築物や工作物）として市長が指定するものです（景観法第 19 条）。景観重要建造物に対しては、外観の変更が規制される一方、相続税の適正評価などの措置がなされます。また、建造物の所有者は、市長に対し、景観重要建造物への指定を提案できます。（景観法第 20 条）

景観重要樹木

景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な樹木として市長が指定するものです（景観法第 28 条）。景観重要樹木に対しては、現状の変更が規制されます。また、樹木の所有者は、市長に対し景観重要樹木への指定を提案できます。（景観法第 29 条）

景観重要公共施設

景観計画において、良好な景観の形成に重要な公共施設と定められたものです。景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の管理者と協議し、その同意の下、景観重要公共施設として位置づけます。公共施設とその周辺の土地利用を一つの景観計画の中に位置づけることで、効果的に良好な景観形成を図ることが可能となります。

（景観法 47 条）

景観地区

市町村が、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地域地区のことです。積極的に良好な景観の形成を図って行くため、建築物の形態意匠の制限の他に、建築物の高さの最高限度・最低限度、壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものを定めることができます。（景観法第 61 条、都市計画法第 8 条第 1 項第 6 号）

美観地区

市町村が、市街地の美観を維持するために都市計画として定めていた地区です。大阪市

では、建築基準法第 68 条による美観地区条例がなく、建築制限もありませんでした。なお、この美観地区については、景観地区の創設に伴って廃止されました。

景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により定められた協定のことです。住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度です。景観行政団体（大阪市）の長の認可を要し、所有者が移転した場合も継承されます。（景観法 81 条）

景観整備機構

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図ることを目的とし、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO 等の団体のことです。景観計画区域内において、良好な景観の形成を担う主体として、景観行政団体が指定します。（景観法第 92 条）

大阪市では、これまで 4 法人を景観整備機構に指定しました。

- 社団法人 大阪府建築士事務所協会（平成 18 年 8 月 11 日指定）
- 財団法人 大阪市都市工学情報センター（平成 18 年 8 月 11 日指定）
- 社団法人 大阪府建築士会（平成 19 年 12 月 18 日指定）
- 財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会（平成 19 年 12 月 18 日指定）

大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号）

大阪市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観の形成を目的として、その実現に向けて必要な基本事項を定めた条例です（平成 10 年 9 月制定）。市民や事業者の皆さんに都市景観への関心をより高めていただき、お互いに協力しながら魅力的な都市景観をつくっていくことをめざしています。

大阪市景観形成推進計画

景観計画区域内（大阪市域）において大阪市景観計画に定める良好な都市景観の形成に関する方針の実現を図るために必要な施策の推進にかかる計画を策定するものです。（条例第 5 条）

都市景観資源

市民に親しまれ、かつ、良好な都市景観の形成上の価値を有すると認められる建築物等、樹木等の有体物若しくは公共施設又はこれらと一体となって都市景観を形成している土地その他の物件を都市景観資源として登録するもので、市長が登録を行うものです。

（条例第 18 条）

市民景観協約

大阪市の一部の区域において良好な都市景観の形成を図るため、当該区域内の土地の所有者等は、当該区域内における建築物等の位置、形態、意匠その他の良好な都市景観の形成に必要な事項について、市民景観協約を締結できるものです。（条例第 22 条）

市長は、景観計画及び景観形成方針の内容に適合しており、かつ、区域内の良好な都市景観の形成のため必要なものとして市規則で定める要件に該当すると認められるときは、協約として認定するものです。（条例第 23 条）

大阪市都市景観委員会

大阪市都市景観条例に基づき、各種施策の実施や都市景観の形成に関する技術的又は専門的な事項について、市長の諮問に応じ調査・審議や意見を述べる専門機関です。（条例第 25 条）

大規模建築物等の景観協議

都市景観に影響を与える一定規模以上の建築物等の計画は、地域の景観的なまとまりの配慮が必要なため、「景観計画区域内における行為の届出に関する取扱要綱」に基づき、建築主があらかじめ大阪市と協議するものです。（要綱第 4 条）